

(資料1)

法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等	平30		令元	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	千件 99	% 101.3	千件 76	% 77.1
非違があった件数	2	千件 74	% 101.8	千件 57	% 77.7
うち不正計算があった件数	3	千件 21	% 101.4	千件 16	% 79.1
申告漏れ所得金額	4	億円 13,813	% 138.2	億円 7,802	% 56.5
うち不正所得金額	5	億円 2,887	% 99.9	億円 2,594	% 89.8
調査による追徴税額	6	億円 1,943	% 99.8	億円 1,644	% 84.6
うち加算税額	7	億円 306	% 101.8	億円 265	% 86.4
不正発見割合(3/1)	8	% 21.1	ポイント 0.1	% 21.6	ポイント 0.5
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	千円 13,965	% 136.4	千円 10,230	% 73.3
不正1件当たりの不正所得金額(5/3)	10	千円 13,859	% 98.5	千円 15,731	% 113.5
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	千円 1,964	% 98.4	千円 2,156	% 109.7

・不正発見割合の高い10業種(法人税)

順位	業種目	不正発見割合	不正1件当たりの不正所得金額	前年順位
		%	千円	
1	バー・クラブ	64	19,102	1
2	その他の飲食	43	13,079	4
3	外国料理	42	7,080	2
4	パチンコ	32	21,132	7
5	大衆酒場、小料理	31	11,116	3
6	自動車修理	31	4,126	5
7	土木工事	30	14,773	6
8	一般土木建築工事	29	13,716	9
9	貨物自動車運送	28	11,124	-
10	美容	28	9,797	-

(国税庁 発表資料より)

参考 定員ベース

国税庁関係	平成30年	国税庁	国税局(12)	税務署(524)	計	
		約1,000	約12,000	42,000		55,724 (8,792)
警察庁関係	平成31年	警察庁	地方警察官等	一般職員	計	
		7,975	259,853	28,427	296,255	
自衛官	令和2年	陸上	海上	航空	統合幕僚等	計
		150,777	45,356	46,923	4,098	247,154

(資料2)

富裕層とは

「国税庁による大口資産家の10の選定基準」

1. 有価証券の年間配当4000万円以上
2. 所有株式800万株(口)以上
3. 貸金の貸付元本1億円以上
4. 貸家などの不動産所得1億円以上
5. 所得合計額が1億円以上
6. 譲渡所得及び山林所得の収入金額10億円以上
7. 取得資産4億円以上
8. 相続などの取得財産5億円以上
9. 非上場株式の譲渡収入10億円以上、または上場株式の譲渡取得1億円以上かつ45歳以上の者
10. 継続的または大口の海外取引がある者、または1～9の該当者で海外取引がある者

日本経済新聞 2015年9月3日付『真相深層』 国税照準「富裕層2万人」 より

2012年には「**国外財産調書**」の提出制度が創設された。

これは、海外に5000万円以上の資産保有する人に、確定申告の際、税務署にその内訳を報告することを義務付け。

「国外財産調書」については、未提出や虚偽記載に対して、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金といった罰則規定が設けられている。

2015年度には「**財産債務調書**」制度が創設された。

年間総所得が2000万円以上、かつ有価証券で1億円以上、もしくは、総資産額3億円以上の人に、確定申告の際、金融資産はもちろんのこと、宝飾品なども含む全財産の内容を明記することが義務付けられた。

絵画や宝石などの高額装飾品などを調書に記載しなかった場合でも、例えば相続が発生した際にそれらが発見されれば、確実に申告漏れを指摘される。

国外送金等調書の提出

金融機関は、その顧客がその金融機関の営業所等又は郵便局を通じて国外送金等に係る為替取引を行ったときは、その国外送金等のうち送金金額が100万円を超えるものについて、その国外送金等ごとにその顧客の氏名や送金金額等の一定の事項を記載した国外送金等調書を、その為替取引を行った日の属する月の翌月末日までに、その金融機関の営業所等又は郵便局の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない(法4、規8)。

(資料3)

○ 在宅勤務に係る費用負担等 (源泉関係)

1	企業が従業員に 在宅勤務手当 を支給した場合は、従業員の給与として課税する 必要があります。
2	在宅勤務を開始するに当たって、企業が従業員に事務用品等 (パソコン等) を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要があります。貸与なら課税の必要はありません。
3	在宅勤務手当としてではなく、企業が在宅勤務に 通常必要な費用を精算する方法 により従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。
4	従業員が負担した費用 (例示)
	○ 電話料金 ○ インターネット接続料 電気料金 など
	業務のために使用した部分を 合理的に計算 する必要があります。
	例) 在宅日数按分 × 1/2 等

テレワークを補助する企業に指針を示す

例) 月額計4000円(在宅勤務15日の場合)
(業務目的の通話料は全額非課税)
基本使用料、データ通信料

通信費

課税の扱い **1000円分が非課税**

非課税額の計算式 $1\text{カ月の通信費} \times \left(\frac{\text{在宅勤務の日数}}{\text{その月の日数}} \right) \times \frac{1}{2}$

電気料金の計算式 $1\text{カ月の電気料金} \times \left(\frac{\text{業務で使った部屋の床面積}}{\text{自宅の床面積}} \right) \times \left(\frac{\text{在宅勤務の日数}}{\text{その月の日数}} \right) \times \frac{1}{2}$

テレワーク等のための設備 (法人税)

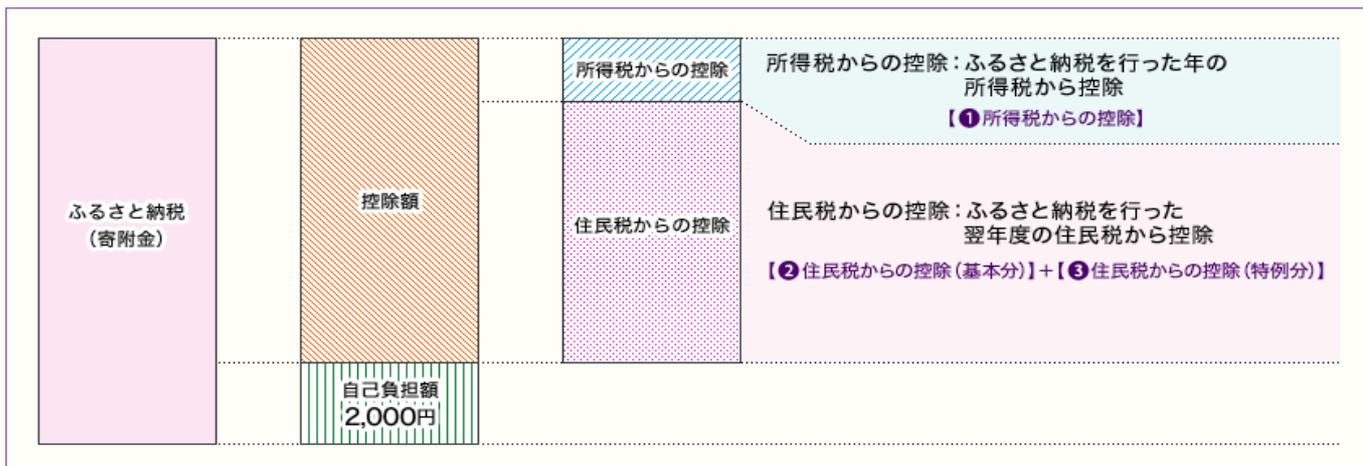
これまで、中小企業経営強化税制の適用ができる設備は「生産性向上設備」や「収益力強化設備」でしたが、「テレワーク等のための設備」も対象に追加されました

- 新たな類型 (デジタル化設備)・・・遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
- ・ 機械装置・工具・器具備品・建物附属設備・ソフトウェア

青色申告書を提出する中小企業者などが、指定期間内に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備について、指定事業の用に供した場合、即時償却 又は設備投資額の7% (資本金の額が3,000万円以下の法人などは10%) の税額控除をすることができる制度です

(資料4)

ふるさと納税関係



給与収入 (寄附者本人)	独身又は 共働き	夫婦又は 共働き + 子1人 (高校生)	共働き + 子1人 (大学生)	夫婦 + 子1人 (高校生)	共働き + 子2人 (大学生と高校生)	夫婦 + 子2人 (大学生と高校生)
300万円	28,000円	19,000円	15,000円	11,000円	7,000円	-
400万円	42,000円	33,000円	29,000円	25,000円	21,000円	12,000円
500万円	61,000円	49,000円	44,000円	40,000円	36,000円	28,000円
600万円	77,000円	69,000円	66,000円	60,000円	57,000円	43,000円
700万円	108,000円	86,000円	83,000円	78,000円	75,000円	66,000円
800万円	129,000円	120,000円	116,000円	110,000円	107,000円	85,000円
900万円	151,000円	141,000円	138,000円	132,000円	128,000円	119,000円
1000万円	176,000円	166,000円	163,000円	157,000円	153,000円	144,000円
1500万円	389,000円	377,000円	373,000円	377,000円	361,000円	361,000円
2000万円	564,000円	552,000円	548,000円	552,000円	536,000円	536,000円
2500万円	849,000円	835,000円	830,000円	835,000円	817,000円	817,000円

目安です。医療費控除や住宅取得控除があれば所得金額が減るので限度額が減ります。

医療費控除関係 (誤りが多いもの)

本当は含められない父母の医療費を自身の医療費控除としているケース

同居していれば、基本的には「生計を一」つまり同じ財布で生活していますので、明らかに同居して
いてお互い独立した生活じゃない場合は、自分の医療費控除に含めても大丈夫。

生命保険からの入院給付金や高額医療費により補填された金額を控除していないケース

出産育児一時金・生命保険からの保険金・入院給付金・互助会からの給付金・不妊治療の助成金・高
額療養費です。保険金など、補填金があれば、その金額を医療費から引いてください。

医療費よりも保険金の方が多く、つまり益が出た場合は、その治療のみから控除するので、ほか
の医療費から控除する必要はありません。損をしているケースが多いです。

メタボによる指導料は対象外

特養ホームに支払った施設サービス費のうち、介護費、食費、居住費は自己負担の1/2が対象

PCR検査費用は医師の指示なら対象。自己判断は対象外 陽性なら以後も含め対象